

第廿一回 將來人口の計算に就て

中川調査部長 五月卅一日

厚生省衛生局の國民醫療調査

厚生省衛生局に於ては今回國民醫療狀況の精確なる調査を施行することになつたが、本調査今後の集計結果は人口政策上の一資料としても期待されるゝところ極めて多い。

一、調査地域は次の如く各地方、大小各種都市より農山漁村に亘つてゐる。

大都市	調査施行府縣
工場地帯中約二千戸	東京
商業地帯中約二千戸	大阪
住宅地帯中約二千戸	兵庫
中都市 人口十萬以上中約二千戸	福岡
小都市 人口三萬乃至五萬中約千五百戸	宮城
大町村	
醫療普及せる千戸乃至二千戸の町村	福岡
醫療不便なる千戸乃至二千戸の町村	兵庫
農山漁村	
有關業隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、兵庫
醫療に不便なき無隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡
醫療に不便なる無隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、兵庫
公立診療所々在村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡

二、調査事項は

(一) 實地調査に在つては別掲「醫療實地調査票」所載の事項。

(二) 地域概況調査に在つては別掲「地域概況調査」所載の事項。

三、調査員は實地調査及調査に關する事務に従事するもので國民醫療調査員と呼ばれ、府縣職員、市町村吏員其の他適當なる者を以て當てられ、府縣知事の推薦に依り厚生大臣之を囑託す。

更に府縣知事は「醫療實地調査票」所載の事項の實地調査に従事せしめる爲調査員の中より實地調査員を命ずる。

なほ國民醫療調査員の職務の種別其の擔當範圍等に付ては府縣知事の定むる所に依る。

四、調査の方法については實地調査に先き立ち先づ準備調査を行ふこととし、

(一) 調査の準備として、(1) 實地調査員は各調査世帯に付き準備調査を行ひ「準備調査簿」を作成、また(2) 實地調査の施行上必要なる事項(調査地區番號、所得階級區分其の他)は準備調査簿及市町村吏員たる調査員の調査する所に依り實地調査員に指示される。更に(3) 調査員は世帯番號札に世帯番號を記入し實地調査員をして各世帯の最も見易き場所に貼附せしめる。なほ(4) 府縣知事は「調査地區調」表を作成して之を厚生大臣に報告することになつてゐる。

(二) 實地調査の

(1) 調査期間は本年秋より一ヶ年間繼續施行するもので、

(2) 調査の實施方法については、實地調査員が毎月十日迄に各戸を訪問して前月分の調査事項を實地調査票に記入する。實地調査票の記入に付ては別冊「國民醫療實地調査事務要綱」に掲ぐる所に依る。

(3) 集計及報告 (イ) 實地調査員は毎月十五日迄に前月分の實地調査票に毎月調査票送致目録を添へ府縣知事の定むる調査員に送致 (ロ) 府縣知事は實地調査を行ひたる月の翌月末迄(例へば九月分の實地調査票に付ては十一月末日迄)に市町村要計表、所得階級及職業別疾病狀況、所得階級及職業別治療費額、醫師又は齒科醫師に支拂ひたる治療費内譯表、及び所得階級及職業別の病類別受療日數等の諸表を作成し、之に實地調査票を添へ厚生大臣に報告する。

(三) 地域概況調査は調査地域に選定せられたる地の市町村長(東京市、大阪市及神戸市に在りては區長とすることを得)が之を施行し府縣知事に報告する。

五、經費については、府縣に對し調査世帯數一世帯に付凡そ一圓の割を以て調査に要する經費が交付される。調査に要する諸用紙は厚生省に於て作成し府縣に交付される。

六、其の他、府縣知事は調査地域(市に在りては區町丁名等を記入)、調査の對象たる世帯數、任命すべき調査員の氏名、現職名及擔當せしむべき事務の種類、調査事務處理方法其の他參考となるべき事項を具して經費の交付申請書を厚生大臣に差出すことになつてゐる。



氏名		世帯番号						
(一) 世番 第	(二) 世帯員 計 男女 加入者	(三) 所得階級	(四) 主たる職業	(五) 疾病及治療狀況		(六) 治療費法	(七) 治療費	額
第	男女	以上	業者	年	計	費(通)	醫師ニル拂	産婆ニル拂
	計	額滿	業業業業業業	齡	計	費(普)	對支	對支
	加入者		業業業業業業	性	男	費(輕費)	醫師ニル拂	醫師ニル拂
	保險者		業業業業業業	加	女	費(病費)	對支	對支
	納稅者		業業業業業業	別		料	醫師ニル拂	醫師ニル拂
			業業業業業業	疾病		料	醫師ニル拂	醫師ニル拂
			業業業業業業	受療		料	醫師ニル拂	醫師ニル拂
			業業業業業業	療		料	醫師ニル拂	醫師ニル拂

(八) 醫師又ハ齒科醫師ニ對スル支册ノ内譯表

疾病ノ種類	受療延日數	治療費															
		診察料	藥價	手術料	處置料	入院料	検査料	處方箋料	其ノ他	齒科接工費	其ノ他	合計					
内科的疾患																	
外科的疾患																	
小兒科的疾患																	
眼科的疾患																	
耳鼻咽喉科的疾患																	
產婦人科的疾患																	
皮膚泌尿器科的疾患																	
外傷																	
傳染病的疾患																	
精神病的疾患																	
齒科的疾患																	
其ノ他																	
計																	

月分

醫療實地調査票

地域概況調査票

市町村

(一) 面積	町歩	内	田 畑	町歩、山林		町歩宅地	坪		
				町歩、原野		町歩其ノ他	町歩		
(二) 戸及人口 数	戸	人	男 女	名 名	計	名			
(三) 租稅負擔額 (昭和十四年度分)	稅目	納稅人員	納稅年額	一人平均	課稅除外人員	市 町 村 稅 總 額 圓			
	所得稅								
	營業收益稅								
	特別稅戶數割				人				
(四) 財 政 (昭和十四年度分)	歲入	經常部	圓	歲出	經常部	圓	內衛生費	經常部	圓
		臨時部	圓		臨時部	圓		臨時部	圓
(五) 住民ノ主ナル生業 (多キ順ヨリ記入ノコト)	業	割	分	業	割	分	業	割	分
	業	業	業	其ノ他					
(六) 診 療 所 分 布	診療所名稱	開設者	中央ヨリノ距離	病院ノ非別	患者收容定員	勤務醫師數	備考		
(七) 診療所 調査 地域 隣接 區 町村 ノ 利 診	診療所名稱	開設者	利用者ノ居住地ヨリノ距離	病院ノ非別	患者收容定員	勤務醫師數	利用者數	備考	

備考 (一) 市ニ在リテハ(一)及(四)ノ事項ハ當該市ノ全地域ニ付調査スルコト
 (二) (二)戸數及人口ハ準備調査ノ結果ニ依ル
 (三) (六)及(七)ノ欄ハ記入欄不足ノ場合ハ別紙ニ記入スルコト